**運営委員会規則（参考）**

　横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱（以下、「補助要綱」という。）に基づき、○○放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を円滑に運営するため、運営委員会（以下「本会」という。）の組織及び運営に関し必要な規則を次のとおり定める。

（名称）

第１条　本会は、「 運営委員会」と称する。

（事務所）

第２条　本会は、事務所を「 」に置く。

（構成）

第３条　本会は、次の　名の委員により、組織する。

1. 自治会・町内会の代表者
2. 民生委員・児童委員
3. 青少年指導員
4. 小学校長
5. 事業の対象児童の保護者

（組織及び役員）

第４条　本会には、次の役員を置く。なお、役員は委員の互選によって選出する。

1. 委員長　　　１名
2. 副委員長　　　名
3. 会計　　　　　名
4. 会計監査　　　名

（役員の任務）

第５条　役員の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は本会を代表し、本会の目的遂行に努力する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、それを代行する。
3. 会計は、本会の収入、支出に関する一切の事務を行い、予算書、決算書などの書類の作成を行う。
4. 会計監査は、本会の運営が適正に行われるべく、全般に渡って監査報告を年一回行うものとする。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は　年とする。ただし、再選を妨げない。役員に欠員が生じたときは補充することができることとし、任期は前任者の在任期間とする。

（委員会）

第７条　本会の会議（以下「会議」という。）は、原則として年　回以上開催する。会議は委員長が召集し、予算及び決算並びに本会の運営その他必要事項を審議する。また、会議は必要に応じて随時開催することができる。なお、予算及び決算の議事については、保護者会に報告を行うこととする。

２　会議の開催にあたっては、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、運営委員会の三分の二以上の賛成を得なければならない。

（職員等）

第８条　職員等は、本会が雇用するものとする。なお、職員等の就業規則については、別に定める。

（入会手続き）

第９条　クラブに入会する児童の保護者は、放課後児童クラブ入会申込書を、本会に提出するものとする。

２　本会は、提出された入会申込書に基づいて、審査し、入会を決定したときは、放課後児童クラブ入会決定通知書を、当該保護者に送付する。

３　本会は、クラブへの児童の入会又は退会を認めた場合は、その児童が通学する学校長に、当該児童の氏名、学年、入（退）会日を連絡する。

（休会手続き）

第10条　クラブを休会する児童の保護者は、放課後児童クラブ休会申出書を、本会へ提出するものとする。

（退会手続き）

第11条　クラブを退会する児童の保護者は、放課後児童クラブ退会届出書を、本会へ提出するものとする。

（設備）

第12条　クラブの運営に必要とする設備・用具等は本会が検討し、順次備えるものとする。

（保険）

第13条　本会は、賠償責任保険に加入するものとする。

（委任）

第14条　この規則に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、委員長が本会に諮って定める。

附　則

　　この規約は、令和　　年　　月　　日より施行する。